

商 品 名 ( 愛 称 )	(20) 年 金 予 約 定 期 預 金
------------------	----------------------

販 売 対 象	・個人の方のみ。 (57歳から65歳未満の年金未受給者の方で公的年金振込みのご予約をいただいた方)
期 間	・1年とする。 ただし年金受給日までの期間が1年未満の場合は年金受給日までの期日指定定期預金とする。
預 入	・一括預入(原則ニューマネー)(利払式のみ自動継続の取扱いができます。)
①預入方法	
②預入金額	・10万円以上100万円以内(通算)
③預入単位	・1円単位
払戻し方法	・満期日以後に一括して払戻します。
利 息	固定金利 ・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。
①適用金利	・預入時のスーパー定期預金の店頭表示利率+0.1% ただし年金受給日までの期間が1年に満たない場合は、年金受給日までの期日指定 ・定期預金とし、期日指定定期預金店頭表示利率+0.1%
②利払方法	・満期日以降に一括してお支払いします。
③計算方法	・付利単位を1円とし、1年を365日とする計算。
税 金	・お利息には20%(国税15%・地方税5%)の税金がかかります。 ただし、マル優をご利用の場合は除きます。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加 課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
手 数 料	・不要です。
付 加 可 能 な 特 約 事 項	・満期時にお客さまがまだ年金を受給しない場合は、予約を再確認し金利アップによる継続を行う。 (65歳を迎えるまで)
中 途 解 約 時 の 取 扱	・預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息を支払います。 (イ) 6ヶ月未満・・・解約日における普通預金利率 (ロ) 6ヶ月以上1年未満・・・約定利率×50%
金 利 情 報 の 入 手 方 法	・金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へ。
苦 情 処 理 措 置 ・ 紛 争 解 決 措 置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室(9時~17時、 電話:089-946-1203)にお申し出ください。 紛争解決措置 ・愛媛弁護士会紛争解決センター(電話:089-941-6279)で紛争の解決を図ることも 可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客さま相談室に お申し出ください。また、お客さまから、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただく ことも可能です。 ・東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、 第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ること も可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談

苦情処理措置・ 紛争解決措置	室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
	また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。
	なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
	さい。
	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率となります。
	・預金保険の対象です。
	その他参考となるべき事項